

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年1月6日
事業者の氏名又は名称	株式会社上田運送(法人番号8500001000635)(代表者 上田孝)
事業者の所在地	愛媛県松山市内宮町681
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市堀江町甲614、615
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>令和元年8月22日及び同年8月26日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、12件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(5)運転者に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(6)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(7)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(8)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(9)運行指示書を作成していなかったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p> <p>(10)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(11)新たに雇い入れた運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(12)新たに雇い入れた運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	9点
違反点数(事業者)	9点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年1月8日
事業者の氏名又は名称	河辺運送有限会社(法人番号1500002022643)(代表者 河辺泰司)
事業者の所在地	愛媛県宇和島市川内甲1898-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西予市宇和町下川字荻原3151
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第3項
違反行為の概要	<p>令和元年10月29日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)過積載による運送の引き受けを行っていたこと(貨物自動車運送事業法第17条第3項)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	8点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年1月8日
事業者の氏名又は名称	吉海運送有限会社(法人番号8500002019377)(代表者 矢野豊市)
事業者の所在地	愛媛県今治市波止浜151-3
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県今治市波止浜赤崎6-144
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項
違反行為の概要	<p>令和元年10月24日、労働局と合同で監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年1月8日
事業者の氏名又は名称	有限会社山崎運送(法人番号8490002005321)(代表者 山崎利彦)
事業者の所在地	高知県高知市大津甲372-2
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市大津甲372-2
行政処分等の内容	許可の取消し
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第32条
違反行為の概要	所在不明により事業活動が長期にわたり行われていないことを端緒として調査を実施したところ、休止期間を経過後、貨物自動車運送事業法で定められた届け出をしないで事業を休止又は廃止していたことが判明した。(貨物自動車運送事業法第32条)
当該違反点数(営業所)	-
違反点数(事業者)	-

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年1月8日
事業者の氏名又は名称	有限会社西村建材運輸(法人番号7490002003961)(代表者 西村寛道)
事業者の所在地	高知県高知市朝倉己726-5
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市若草南町398-1
行政処分等の内容	許可の取消し
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第32条
違反行為の概要	所在不明により事業活動が長期にわたり行われていないことを端緒として調査を実施したところ、休止期間を経過後、貨物自動車運送事業法で定められた届け出をしないで事業を休止又は廃止していたことが判明した。(貨物自動車運送事業法第32条)
当該違反点数(営業所)	-
違反点数(事業者)	-

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年1月20日
事業者の氏名又は名称	稲田運送有限会社(法人番号7500002012060)(代表者 稲田伸二)
事業者の所在地	愛媛県喜多郡内子町平岡甲1202
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県喜多郡内子町平岡甲1290-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>令和元年9月24日及び同年10月3日、労働局と合同で監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年1月20日
事業者の氏名又は名称	有限会社松原陸運(法人番号8490002011039)(代表者 中越正明)
事業者の所在地	高知県高岡郡梶原町川口6124-2
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高岡郡梶原町川口6124-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項、第60条第1項
違反行為の概要	<p>令和元年9月13日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年1月23日
事業者の氏名又は名称	有限会社新田運送(法人番号3490002010128)(代表者 西森好子)
事業者の所在地	高知県吾川郡仁淀川町長者乙2502-7
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県吾川郡仁淀川町長者乙5444
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項
違反行為の概要	<p>令和元年10月23日、労働局と合同で監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)</p> <p>(2)乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力について認可を受けていなかったこと(施行規則第2条第1項第5号)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。